

学校給食費に関する大切なお知らせ

登別市の学校給食費は、市が一括して徴収・管理することとなっており、市内小中学校に通学されているお子様がいらっしゃる保護者様には口座振替を推奨しています。

【ご利用可能な金融機関について】

口座振替は、市が指定した金融機関であれば、登別市内・市外を問わず、いずれの店舗の口座でも指定することができます。

また、口座を1度ご指定いただくと、原則、お子様が登別市立の小・中学校に在籍しているあいだは、継続して学校給食費の支払い用としてご利用いただくことができます（お子様が小学生の場合、中学校進学時に改めて手続きを行う必要はありません）。

※ 登録できる口座は、1世帯1口座の登録となっており、お子様が複数名いらっしゃる場合、それぞれの口座（複数の口座）登録はできません。

また、すでにごきょうだいがある市内小中学校に入学し、口座振替の手続きを行っている場合は、口座振替依頼書の提出は必要ありません。

1 口座振替依頼書は市内にある金融機関の窓口へ提出してください

口座振替ができる金融機関（順不同）

- ・北海道銀行 ・北洋銀行 ・室蘭信用金庫 ・伊達信用金庫 ・北海道労働金庫
- ・ゆうちょ銀行 ・伊達市農業協同組合 ・いぶり中央漁業協同組合

※ 記載方法については別紙【記載例】を参照にしてください。

2 口座振替は下記の期日までに必ずご提出ください

口座振替依頼書が提出されてから、口座振替が開始されるまで、金融機関での手続きやデータ化作業のため1～2か月の期間が必要となりますので、誠に恐縮ですが、下記の期限までに金融機関にご提出くださいますようお願いいたします。

なお、下記期限以降も提出は可能ですが、第1期の口座振替（5月末日）までに間に合わない場合がありますのでご注意ください。

口座振替依頼書提出期限 令和6年2月29日（木）

3 学校給食費について

保護者の皆様には、学校給食法第11条第2項の規定により、学校給食の実施に必要な経費のうち、「食材料費」を負担していただきます。

市は、施設・設備に要する経費、光熱水費などを負担します。口座振替の場合、手数料は市が負担します。

ご負担いただく学校給食費の1食あたりの単価は、令和5年度時点で小学校292円、中学校352円となっております。

学校給食費の額は、1食単価に年間喫食予定回数を乗じて計算します。

令和6年度登別市学校給食費納付額一覧表（予定）

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日
納付額					
小学校1・6年	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
小学校2～5年	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
小学校特別支援	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
中学校1・2年	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
中学校3年	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	10月末日	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日
納付額					
小学校1・6年	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	4,836円
小学校2～5年	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
小学校特別支援	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	4,252円
中学校1・2年	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,540円
中学校3年	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	3,804円

※ 納期限が土・日・祝祭日の場合は翌営業日となります。

※ 学校給食費は総支払額を年10期に分割してお支払いいただきます。

それぞれの月に食した分の学校給食費を納めていただくわけではありません。

※ 学年等によって年間食数が異なりますので、各学校の年間計画に基づく食数調整等によって、学年毎に給食の有無が異なることがあります。

※ 何らかの事情により支払い義務者（保護者）が変更となる場合、または変更したい場合につきましては、学校給食センターへご連絡ください。

4 学校給食費等に関するQ & A

Q 1 学校給食費に関するお知らせが届きますか？

A 1 学校を通じて（賦課）決定通知書をお配りする予定です。

（賦課）決定通知書には納付金額や納期限が記載されていますので、ご確認ください。

Q 2 残高不足等により口座振替ができなかったらどうなりますか？

A 2 市税務グループより納付書を送付しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

次の口座振替日に未払分を合算して口座振替することはできませんのでご注意ください。

※ 入金を忘れて口座振替が不能とならないよう、給与振込口座など、日ごろから資金決済に使用している口座の指定が便利で確実です。

Q 3 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

A 3 納付書を送付しますので、金融機関窓口等で納付していただくこととなります。

なお、学校給食費の還付が発生した際、スムーズに還付手続きが行えることから、口座振替を推奨しています。

Q 4 生活保護費（または就学援助費）により学校給食費を納付していますが、口座振替の手続きは必要ですか？

A 4 生活保護（または就学援助）の制度を利用しなくなった際、速やかに指定した口座から学校給食費の口座振替が可能となりますので、手続きをお願いします。

なお、児童手当からの天引きをご希望される場合は、こども家庭グループ（電話：0143-57-1078）にお問い合わせください。

Q 5 学校給食費を滞納した場合はどうなりますか？

A 5 口座振替できなかった場合は、市税務グループを通じて納付書を送付しますが、学校給食費の納付がない場合や、市からの連絡に応じていただけない場合は、市が裁判所に支払督促等の申し立てを行うなど、法的措置を含めて厳正に対処させていただきます。

【記載例】

※ 口座振替依頼書は3枚複写になっております。ボールペン（消せるボールペン不可）等で強めに記入してください。

新規に丸を付けてください。

提出日をご記入ください。

すでに登録済みのご兄弟については記載不要です。
(組は記載不要です)

(新規・変更・解約) 預貯金口座振替依頼書 (登録別市学校給食費納入専用) 様式(1)
 自動払込利用申込書 (金融機関等控)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 印

(登録別市長) 殿
(金融機関等)

申込者(保護者) 給食 太郎

住所 登録別市 ○ 町 ○ 丁目 ○ 番地 ○

電話(連絡先) 登録別市千歳町3丁目1番地3

1 児童・生徒氏名 (年 月 月末現在の学校名・学年・組)

児童・生徒名	学校名	年	組
給食 花子	給食小学校		1

登録別市から納入義務者(保護者)名義の納付書等が食店に送付されたときは、下記の指定預貯金口座から口座振替により納付することとしたいので、下記事項を確認の上依頼します。なお、本来の納期限内に納付がなく、滞納となった場合には登録別市が関係法令(地方自治法施行令、民法等)に基づき行う債権保全措置(裁判所による支払督促、強制執行、訴訟等)のための「財産の状況等に関する調査(所在、勤務先、収入及び財産などの調査)」に同意いたします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

2 口座名

口座名義人	住所	(連絡先)	お届け印
	フリガナ氏名	銀行名	金融機関
金融機関	口座番号等	通帳記号(6桁目は※欄にご記入ください)	
ゆうちょ銀行	種目コード	私込先口座番号	私込加入者名
	契約種別コード		

住所・口座名義人・電話番号を正確に記入し、金融機関のお届け印を鮮明に押印してください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合は、金融機関名・支店名・預金種目・口座番号をご記入ください。

3 振替(払込)開始期別
令和 年度 期 (月分) より 各期ごと

4 振替(払込)納付日
各納期の最終日(納期限)。なお、納期限が土日祝日の場合は翌営業日。

(確約事項)

- 預貯金の支払い手続きは、当座勘定約定書または預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出または預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などではないので、食金融機関所定の方法で処理してください。
- 指定預貯金残高が再振替日においても納付書等の金額に満たないときは、私に通知されることなく返却されても意欲はありません。
- この口座振替契約は食金融機関等及び登録別市が必要と認めた場合には、私に通知されることなく解除されても意欲はありません。
- 預貯金通帳への記帳をもって領収としますから、年1回口座振替済通知書を登録別市から発行してください。
- この口座振替契約を変更または解除する場合は、私から食金融機関等並びに登録別市あて文書等により連絡します。
- この取り扱いについて仮に紛議が生じても食金融機関等の責による場合を除き、食金融機関等には迷惑をかけません。
- ただし、上記事項は、ゆうちょ銀行を除くものとします。ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号をご記入ください。

お問い合わせ先
登録別市学校給食センター
0143-85-2723